

長野県小諸義塾高等学校「いじめ防止基本方針」

～「しない・させない・見逃さない」一人ひとりの尊厳と人権を守る学校づくり～

1 基本理念と「いじめ」の認識

本校は、いじめ防止対策推進法およびこれを受けた長野県いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめを「生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える人権侵害」と認識します。

(1) いじめの定義

生徒に対し、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的・物理的な攻撃（ネット上の行為を含む）であり、対象となった生徒が「心身の苦痛を感じているもの」を指します。

(2) 基本姿勢

いじめか否かの判断は、形式的に行わず、常に「いじめられた生徒の立場」に立って行います。

(3) 社会総がかりでの取組み

学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれの役割を果たし、社会全体で生徒の尊厳を保持する風土を醸成します。

2 生徒の発達を支える重層的な支援（生徒指導提要に基づく4層の取組）

『生徒指導提要』の「2軸3類4層構造」を基盤とし、全ての生徒を対象とした未然防止から、特定の生徒への専門的支援までを重層的に展開します。

(1) 第1層：発達支持的生徒指導（全ての生徒対象）

日々の挨拶、対話、分かりやすい授業を通じて、生徒が「自分は大切にされている」という自己存在感を実感できる環境を整えます。多様性を認め合える学級づくりが、いじめ抑制の基盤となります。

(2) 第2層：課題未然防止教育（全ての生徒対象）

道徳教育全体計画に基づく安全教育等を通じ、いじめが非人間的な人権侵害であることを理解させ、「援助希求的態度（上手に相談する力）」を育みます。

(3) 第3層：課題早期発見対応（一部の生徒対象）

定期的なアンケート、教育相談、日々の丁寧な観察により、些細な兆候（成績急落や言動の変化等）を組織的にキャッチします。情報の判断は「だろう」ではなく「かもしれない」という思考で行います。

(4) 第4層：困難課題対応的生徒指導（特定の生徒対象）

事案発生時は、生徒指導係や教育相談係、学校いじめ対策委員会が中心となり、SC、SSW、警察等の専門機関と連携したネットワーク型支援を迅速に実施します。

3 組織的対応（チーム学校）

特定の教職員が問題を抱え込まず、校長のリーダーシップの下、全職員で情報を共有し、迅速に対応します。

(1) 学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）

情報を一元化し、事実確認の方針決定や支援プランの策定を行います。

(2) 事実確認の原則

複数の教員で対応し、正確な記録（5W1H）を保持します。誘導を避けたオープン質問を用い、生徒が自発的に語れる環境を整えます。

(3) 被害生徒の徹底保護

何よりも被害生徒の安全を最優先し、「必ず守り通す」決意を伝えます。

(4) 加害生徒への成長支援

毅然とした指導を行う一方で、背景にあるストレスや不満を傾聴し、自己の行為を反省し立ち直れるよう支援します。

4 「ネットいじめ」への特段の対応

匿名性・拡散性・持続性が高いネットいじめには、スピード感を持って対処します。

(1) 証拠の保全

被害生徒・保護者の了解を得て、投稿日時やURLの記録（スクリーンショット等）を行います。

(2) 削除依頼

原則として本人が行いますが、必要に応じて学校・県教育委員会からプロバイダへ依頼します。

(3) 情報モラル教育

「デジタルタトゥー」のリスクを理解させ、加害者にも被害者にもならない力を育みます。

5 重大事態への対処と再発防止

生命・身体・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、不登校が続く場合は、いじめ防止対策推進法第28条に基づき直ちに県教育委員会に報告します。

(1) 調査の実施

公平性・中立性を確保した組織により、事実関係を網羅的に解明します。

(2) 再発防止

調査結果を真摯に受け止め、学校運営の改善に繋げることで、同様の事態を繰り返さない体制を構築します。

6 家庭・地域社会とのパートナーシップ

いじめ防止は学校・家庭・地域が一体となって取り組むべき課題です。

(1) 保護者との信頼関係

日頃からホームページや通信等で学校の方針を発信し、事案発生時は正確な情報を共有して協働します。

(2) 地域ぐるみの見守り

地域学校協働活動等を通じ、多くの大人が生徒の悩みを受け止められる体制を築きます。

7 本方針の点検・評価

本方針はPDCAサイクルに基づき、年度ごとに生徒・保護者の意見を取り入れながら検証・見直しを行い、実効性を高め続けます。